

私は、西尾市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、原案反対の立場で討論します。本改訂は、費用弁償を高額にし過ぎであり、到底、理解できるものではありません。

本案は、第15条の消防団員が職務に従事するときに支給する費用弁償の額と区分を

現行の災害出動・警戒出動・訓練出動・その他の出動夫々

1回一律2,800円を、

火災・風水害・警戒出動を2区分にし、

4時間以下を3,000円、
4時間超を 6,000円に、

訓練・その他の

1回につき4時間以下は2,000円、
4時間超を 4,000円

とするというものです。

まず、改定額の妥当性をみてみます。

市は、改定にあたって、県内の平均額が2,000円程度であるといいますが、県下37市のうち、火災等と訓練とに差をつけている市は8市だけで、あとは一律ですが、火災等の出動の37市の平均値は2,035円、訓練等の平均は1,866円です。

西尾の火災出動の6,000円、訓練の4,000円は、県下最高額となります。

37市中、火災出動1,000円台が8市、2,000円台は20市ですし、3,000円台は4市、4,000円が2市のみ。

訓練で見れば、1,000円台が15市、2,000円台が10市なので、今改定がいかにも、消防団を厚遇するものか明らかです。

ちなみに、お隣の碧南市は、その他が7,000円とされていますが、これは年間4回の指定行事だけで、あとは火災・訓練の別なく全て1,800円に過ぎません。

では、次に合理性を見てみます。

県内他市は、報酬額が多いところは出動を低く抑え、報酬が低めのところは出動を高めにするというバランス、配慮があります。

ところが、西尾の場合、報酬も出動どちらも高くする改悪です。

団長報酬でいえば、

田原市が32万円ですが、
西尾の場合、3人いますから42万9千円、これも県下最高額なのです。

団員報酬55,000円は、尾張旭市の55,100円に次ぐ2位です。
近隣他市では、団員はみな36,000円、36,500円です。

財政力指数、西三河最低になったのに、行革をいわずに、なぜ、このような増額案が出てくるのでしょうか。

市は年間560万円の削減が見込めるといいますが、そもそも、前年前々年の金額が妥当だったのか、水増しや必要以上の訓練が指摘されている23年度決算を見るにつけ、疑問です。

しかし、私も払うべきものは払うべきと思います。労働の対価は保障されなければなりません。

私の提案はこうです。

火災等非常時の出動は、原案そのままを認め、

訓練ほかの出動に2時間以下1,000円という区分を設けます。

県下の状況に極めて近くなりますし、実際、6割近い訓練や出動が2時間以内なので、実態にも合っているはずで。

なお、この区分けは、豊田市と同じです。

私は、これを議員提案すべく働きかけましたが、賛同を得られなかったのは誠に残念でありました。

今の時期に改正するなら、もっと妥当性、合理性を追求すべきですし、行革の要素を盛り込まねばなりません。そうでなければ、とても17万市民の同意は得られないと考えます。

費用弁償の支出基準を示せという監査委員の改善勧告による改正だというなら、本案と同時に支出基準を提示すべきでした。

並行して是非の判断ができないのではアンフェアです。

以上議員諸君の冷静な判断を求め、私の原案反対討論とします。

西尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について原案反対討論

従前5年以上から支給する退職報償金に2年以上5年未満の区分を設け、

団長は 94,500円、
副団長 89,500円、
団員には 72,000円 を

支給しようという改定ですが、

なぜ、昨年制定したばかりの条例をたった1年で変えなければならないのか非常に疑問です。

主たる理由は、2年で退職する形となる団長・副団長の労に報いたいとのことですが、そもそも、団長・副団長は大変だから、そのために報酬が多くなっているのではありませんか。

合併して行財政改革が急務の折、財政力指数が西三河最下位に落ちた今この時に、意気高くボランティア精神に溢れる消防団のみなさんがこれら増額を望まれるとも思いません。

よって、私は、本議案には賛成しません。もって反対討論とします。